

議会の



12月定例会

令和7年第4回鶴田町議会定例会が、12月4日から12月12日までの会期9日間で開かれました。

今定例会では、議案20件について審議が行われ、議決（可決16件、同意2件、否決2件）されました。

議決された議案

委員会調査報告書	旧富士見小学校売却に対する調査
議案第83号	令和7年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）案
議案第84号	令和7年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第85号	令和7年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第86号	鶴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第87号	鶴田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第88号	鶴田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第89号	鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第90号	鶴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第91号	鶴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第92号	鶴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第93号	鶴田町下水道条例及び鶴田町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第94号	西俣大橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について
議案第95号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第96号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第97号	つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
議案第98号	鶴田町教育委員会委員の任命について
議案第99号	鶴田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第100号	鶴田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案 ※否決されました
議員提出議案第3号	相川正光町長に対する問責決議案 ※否決されました

一般質問の要旨

長内勝靖議員（幸志会）

①子どもの『非認知能力』について

教育委員会では、『非認知能力』をどのくらい重要視しているか、また、『非認知能力』を育むためにどのような指導・教育をしているのかお知らせください。

答弁 教育長

①子どもの『非認知能力』について

IQ検査や学力テストなどで評価される能力が認知能力、物事に対する考え方や取り組み姿勢、行動など、日常生活、社会活動において重要な影響を及ぼす能力が非認知能力と言われています。

非認知能力をどのくらい重要視しているかについては、文部科学省の新学習指導要領では「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成すべき資質、能力の3つの柱と捉え、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を非認知能力として、その重要性を説いています。この3つの柱をバランスよく育てることが学校教育の課題とされており、教育委員会としても重点的課題と捉えております。

どのような指導・教育しているのかについては、鶴田小学校では道徳科や学校行事、学級会活動や児童会活動、クラブ活動等、全教育活動において、命を大切にすることを心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識、集団の一員としてのよりよい生活や人間関係を築くこと、自主的、実践的な

態度を養うことなど、非認知能力を育む基礎になる道徳性の向上に重きを置きながら、さらに非認知能力を身につけるための実践的スキルとして、社会生活や対人関係を円滑にするためのソーシャルスキルトレーニング、自己理解や他者理解を深めるためのグループワーク、自分も相手も大切にしながら、意見や気持ちを正直かつ適正に表現するコミュニケーションスキルを習得するためのアサーショントレーニングなどを教育活動の中で計画的に実施しています。

また、学校教育以外でも、社会教育においてサンシャインスクールや子供会活動等、集団の中で自分と相手との合意形成により仲間と協力し合う経験を積み重ねること、忍耐力やコミュニケーション能力等、非認知能力の育成を目指しています。

（再質問）

①子どもの『非認知能力』について

日本財団が2021年に保護者に対して行ったウェブ調査の中で、コロナ禍の休校や学校行事の中止などが子供たちの非認知能力を伸ばす上で負の影響を与えたと発表されています。コロナ禍が終わって、学校行事も大分復活してきたところもありますが、まだまだ戻っている状態ではないと思っています。鶴田町の宝である子供たちに、いち早く最新の教育、最先端の教育を受けさせる努力をしていただきたい。

答弁 教育長

コロナ禍を経て、元に戻すことも学校教育の中ではあると思いますが、学校が新たに気づいたことなどを学校の中で繰り返し話し合っています。今前に進んでいるところですが、非認知能力と認知能力、それぞれ

が関連し合っただけのものというところで、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たして連携していくことが大事だと思いますので、教育委員会では保護者の方への働きかけを継続していきたいと思っております。

一戸雅人議員（幸志会）

①リンゴの害虫・鳥獣被害対策について

病害虫対策は、隣接地全体での防除対策が重要であります。また、りんごの野鳥被害は、毎年増えつつあり、一本から一箱以上の被害があるとのことで、新年度に向かって、県産業技術センターや農研機構などの情報を参考に、町でも野鳥被害対策を講じる必要があると思っております。また、被害調査なども実施すべ

きと思いますが、町の方針をお聞かせください。

②つるたスチューベンのブランド強化と収益向上について

新年度に向かって、つるたスチューベンどうの消費拡大、6次産業化、後継者の育成など、今後の町の方針をお聞かせください。

③農業を守るための認定新規就農者制度について

当町で認定新規就農者制度が始まって認定を受け、農業に従事されている方がどの程度いるのか、また、認定を受け就農ができなかった方がいるのか。これまでの状況と今後の方針をお聞かせください。

答弁 町長

①りんごの害虫・鳥獣被害対策について

今年度のリンゴの収穫状況は、総じて収量が昨年並みか少なく、着果量はあるが、小玉傾向であると聞いております。その要因として、昨冬の記録的豪雪と6月から7月の記録的な雨不足によるところが大きいものと認識しておりますが、加えて鳥による被害が深刻な状況であります。

この被害について、公益財団法人青森県りんご協会によると、県内だけではなく、東日本の果樹産地全域に及んでおり、特に東北を中心としたリンゴの主産地では大きな課題となっているということです。要因として、猛暑の影響で山の木の実が不作傾向であり、熊

と同様に里に下りてきている可能性が高いということです。

町としては、全国の情報が集まる青森県りんご協会に対し、各研究機関からの効果的な対策に関する情報収集と、その早期普及について要望しているところであり、協会からは実行力のある対策をつくるという前向きな回答を頂いています。

現状では、具体的な方策をご提案することはできませんが、今回の被害は当町のみにとどまらず、広域的な広がりも懸念される問題ですので、今後も県や関係機関と連携し、対策を検討し、生産者の皆様にもご理解を得ながら、より効果的な対策がご示しできるよう取り組んでまいります。

②つるたスチューベンのブランド強化と収益向上について

町としては新規就農者を町に根づかせ、栽培面積や収穫量の維持と拡大、安定した長期貯蔵果実の生産を目指しながら、GI、つるたスチューベンを生かしたブランド力強化とスチューベン生産者の所得向上を目指した新たなプロジェクトを検討しております。内容は、スチューベンを10年ほど前から生産し始めた生産者を対象に、スチューベンのブランド力強化対策を話し合う環境づくりとして「仮称」スチューベン新人研究会の立ち上げ、労働力不足解消に向けた作業分散や新たな労働力の確保対策、つるたスチューベンを感

じられる加工品等の開発などとなっております。今後も変化する農業情勢を的確

に捉えつつ、つるたスチューベンの知名度向上、県外販路の拡大を目指す取組のほか、スチューベン生産日本一にふさわしい施策を推進してまいります。

③農業を守るための認定新規就農者制度について

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が就農5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した青年等就農計画を町が認定する制度であり、取得することで独立して農業を始める際に必要な設備や機械の初期投資資金や、所得確保の給付金等の支援策が優先して受けられるメリットがあります。

当町で認定を受けた方は、平成26年度の開始から現在まで47名となっており、うち認定を受け途中で離農した方は4名です。

この制度は将来の町の農業を担う新たな人材を育成する上で欠かせない制度であることから積極的に周知を図っております。今後も制度のメリットや支援可能な内容を広報紙や町ホームページなどで発信し、就農を志す方々にとって当町が安心して農業を始められる町であることを広くPRしてまいります。あわせて、相談、研修、定着まで一体的な支援体制をさらに充実させることで、この制度をより多くの方に活用していただけるよう取り組んでまいります。

佐藤 剛 議員（鶴翔クラブ）

①野鳥によるりんごの食害と病害虫の発生被害について

町として野鳥による食害被害やカメムシ等の病害虫による被害、放任園の発生状況等についてどう把握しているのか。また、今後の対策としてどのように取り組んで行くのかお伺いします。

②りんご園地等におけるスマートフォン等の電波障害と通話不全

廻堰大沢地区や妙堂崎米山地区、そして町の観光施設である富士見湖パーク周辺においても電波が弱く通話が途切れ途切れになったり、通話が出来ない状況になることがしばしばあり、地域の生産者や観光関係者からも同様の声が聞かれます。

町として、このような状況を把握しているのか。また、現状を踏まえ、今後どのような対策を講じていくのかお伺いします。

答弁 町長

①野鳥によるりんごの食害と病害虫の発生被害について

野鳥による食害については、一戸雅人議員の質問で答弁させていただいた内容になります。

次に、病害虫による被害についてですが、現状カメムシ等の被害が増えてきていることは認識をしております。生産者の皆様のご心配は大変大きなものと受け止めております。この被害についても、青森

県りんご協会によると、野鳥の被害同様に東日本の果樹産地全域に及んでおり、青森県としてはこれまで、今年ほどの被害はなかったということでした。要因としては、猛暑などの温暖化によることのほか、薬剤の制限や散布回数削減といった今年から劇的に変更されたリンゴ病害虫防除暦によることも一因ではないかということでした。町としては、野鳥被害と同様に、効果的な対策に関する情報と普及について、りんご協会及び関係機関へ要望しております。

また、病害虫の発生源となる放任園の発生状況については、現在2園地、0.4ヘクタールとなっており、解消に向けて農業委員や地域関係者と連携しながら、所有者に対し、適正な管理のお願いと話し合いを続けております。県や町の事業を活用した自主的な伐採処理への誘導や指導を強化してまいります。

②りんご園地等におけるスマートフォン等の電波障害と通話不全について
当町の一部地域において携帯電話の電波が弱く、通話やデータ通信が不安定であるとの声をいただいております。電波障害の改善は、住民生活の利便性向上に加え、災害時の情報伝達や地域農業の振興においても重要な課題であると認識しております。

この対策としては、地方公共団体や携帯電話事業者が国の携帯電話等エリア整備支援事業等を活用し、基地局を整備することで改善されますが、町が事業主体となって整備した場合のランニング

コスト等の財政負担を考慮すると活用は難しいため、当町の一部地域の電波環境の改善策としては、町から国を通じて携帯電話事業者に情報提供し、携帯電話事業者による基地局整備に向けた取組を働きかけていく必要があります。電波環境の改善は、すぐに解決する問題ではありませんが、携帯電話事業者や国など関係機関との連携を深めながら、地域の実情に応じた対策を進めてまいります。

小関 優議員（政優会）

①来年度、物価高に対する生活支援策が必要ではないか

日々の生活費が高騰しているため、町民の生活を支援する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

②来年度、飲食店の誘客支援策が必要ではないか

町民が気分良く飲食店を利用できるように、誘客支援する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

③外国人について

鶴田町に外国人は何人住んでいますか。国籍別の人数をお知らせください。また、在留資格別の人数についてもお知らせください。

答弁 町長

①来年度、物価高に対する生活支援策が必要ではないか
町において、国民健康保険税の

減額や国の重点支援地方交付金を活用して、1月から8月までの使用分に係る水道基本料金およびメーター使用料の免除を行うなどの対策を講じてきたところです。

令和8年度の物価高に対する生活支援策については、今後も継続することが予想される物価高の状況を踏まえ、国や県とも連携しながら対策を講じてまいりたいと考えておりますが、まずは早急な対応を要請しております。今回の国の補正予算に係る物価高対策の迅速な対応に向けて準備を進め、一日も早い町民の皆様の支援につなげてまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

②来年度、飲食店の誘客支援策が必要ではないか

町では、これまでにコロナ対策、物価高騰対策、事業継続対策のため、飲食店をはじめとする商店等に対する支援事業を実施してまいりましたが、コロナ禍をきっかけに経営者の高齢化も重なり、閉店する飲食店もございました。しかし、近年では新規に開店する飲食店もあり、各店において試行錯誤しながらお客様の要望に応じた営業を展開し、SNSを利用してお店や料理等の紹介をするなど、誘客活動にも力を入れているものと認識しております。

令和5年のアフターコロナ以降、現在までに7名の事業者が飲食店を開業しております。令和6年度には創業・事業承継応援補助金制度を創設し、起業の後押しとなる支援も実施いたしました。さらには事業者の経営相談や伴走型

支援など、関係機関と連携した体制を構築しておりますので、情報発信、周知活動を強化し、事業者が相談しやすい環境整備に努めているところです。

また、飲食店経営者で形成する組合や団体の活動が活発に行われるよう、商工会や関係者と連携した取組も継続していく必要がありますが、飲食店経営者が協力してイベントを実施するなど、主体性を持ってにぎわいを創出することも誘客、集客につながる大事なことであると考えております。

今年度は、役場駐車場を会場としたイベント開催において、地元事業者の出店が増え、飲食店への回遊性も増し、地域の活性化につながりました。

来年度においても、主催する団体よりキッチンカーイベントやビアガーデンを継続して実施したいとの申出を受けております。イベント告知や来場者の飲食店への回遊が促されるよう、町で作成したつるた食べ歩きMAPの活用やSNS配信にも力を入れ、支援してまいりたいと考えております。

今後について、飲食店関係者との協議を踏まえ、協力的体制を取りながら、必要な支援策については時期を問わずに速やかに対応してまいりたいと考えております。

③外国人について

町には、現在32人の外国人の方が住んでおります。その内訳としては、国籍別の人数につきましては、ミャンマー3人、カンボジア8人、中国9人、インドネシア6人、フィリピン2人、タイ1人、イギリ

ス1人、アメリカ2人の方々鶴田町に住んでおります。

また、在留資格別の人数につきましては、教育1人、技能実習2号口11人、技術・人文知識・国際業務3人、特定技能1号6人、永住者11人となっております。

(再質問)

③外国人について

本来はその国のルールに従って生活することが基本であると思いますが、数が増えることによつてその辺の認識が甘くなり、自分たちのルールで物事を進めていくというようなことにもつながっていきます。鶴田町にずっと住んでいる方が外国人が来ることによつて不安を覚えるようなことがあつてはならないと思います。そのため、お互いが生活しやすい、暮らしやすいように条例の制定等々を検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

外国人についてですが、この32人の方も鶴田の町民でございますので、分け隔てすることなく町民として対応をしていくべきだし、今特別外国人の方々からデメリットとかは感じておりませんので、これからも同じ町民だという気持ちで対応させていただくつもりでございます。

(再々質問)

外国人の件ですが、今の日本の状況を見ると、少子高齢化が進んでおり、外国人の労働力の受け入れ等々で必要な部分が出てくる

ので、鶴田町もさらに多くの外国人の方が入ってくるのが想定されます。お国柄が違うとやはり考え方も、宗教も違うし、果たして一律に同じ町民として扱う、それだけでいいのか。

日本全国で見ていると、数が集まることによつて様々な問題を抱えている場所もあります。今現在32人だから何も問題がなく過ごしているのかもしれない。ただ、この先のことを考えると、今現在住んでいる町民の方々が安心して暮らすためには、やはり人数に合わせさせて動向を見ながら条例の整備は必要であると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

外国の方で鶴田町に住んでくれる人には、例えばごみ出しであれば、町のルールに従ってもらうことは当然だというふうな思っております。さらに、お互いに文化交流する機会とかをこれからつくっていければ、もっとすばらしい形になるのではないかなというふうには思っております。

工藤 一雄 議員（鶴翔クラブ）

①手話言語条例について

近隣地域を見ますと、五所川原市、つがる市、藤崎町、鯉ヶ沢町が手話言語条例を制定しています。当町の対応を町長にお伺いします。

②防災士資格補助について

町は防災士資格取得のための

補助を行っています。資格取得後に生かせる機会がなく、スキルアップができません。

各地で行われている研修等について、資格保持者にアナウンスをし、多くの方に受講して防災に役立てていただきたいのですが、いかがでしょうか。

答弁 町長

① 手話言語条例について

近隣の市町では手話を言語として位置づけ、その普及や理解促進を目的とした手話言語条例を制定している自治体が増えております。町としても、手話が豊唾者にとって大切なコミュニケーション手段であり、日常生活や社会参加を支える重要な言語であることは十分に認識しております。そのため、青森県手話言語条例の基本理念に基づき、手話通訳者派遣制度の活用をはじめ、手話奉仕員養成事業や相談支援、理解促進に向けた研修など、できる限りの取組と支援を行っているところであります。

また、手話を含む多様なコミュニケーション手段の理解促進は重要であることから、現在各自治体の取組内容や条例の目的、効果などについて調査を進めているところであります。

今後につきましては、これらの調査結果等を踏まえ、条例制定の必要性や効果、実効性ある施策の在り方について検討してまいりたいと考えております。

② 防災士資格補助について

町では、災害発生時において、

被害を最小限に抑えるためには行政による公助だけでは限界があるとの考えの下、自助、共助も含めた協働による災害対応を推進するため、令和5年度に防災士養成研修講座受講補助制度を創設し、防災士の養成に取り組んでまいりました。これまで制度を活用された方は、令和5年度が6名、令和6年度が3名、今年度は1名で、計10名の方々に資格を取得していただいております。

資格を取得してからスキルアップができないことですが、防災士向けの研修については資格取得後に日本防災士会、または青森県防災士会に登録することにより、当該法人等が主催する研修について、登録した防災士に直接案内が送付され、研修機会の確保が図られています。ただ、当該法人への登録には一定の費用負担が生ずることから、資格取得後においても登録されない方もいるようにしております。

町では、公的機関を含む関係団体等が自主防災組織や町内会を対象として開催する防災研修等については、当該対象団体に対し、周知を図ってまいりましたが、今後は併せて防災士の皆さんにも周知し、研修機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

災害発生時において被害を最小限に抑えるためには、行政による公助だけでは限界があり、自助、共助が必要不可欠となりますので、自主防災組織をはじめとする様々な場で防災力を高めるためにも防災士の育成、確保は重要であ

ります。

(再質問)

① 手話言語条例について

今、最も手話言語条例を望んでいるのは、ろうあ協会の方々であり、言語の必要性をみんなに理解してもらえれば希望の光であります。それにより周りの健常者から、手話だけではなく、筆談や空書、身振りや手振りなども混ぜながら、緊急時に助け合えたり声をかけてもらえたりすると、つながりながら安心して暮らせることができると思っていますので、一日も早い制定を重ねてお願い申し上げます。

② 防災士資格補助について

避難訓練等に積極的に参加して、地域のコミュニケーションセンターや避難所になる場所を把握していただいて、避難者にとってよりよい避難所を開設できるような仕組みづくりとか、防災士のお互いの組織づくりというのも考えてつながりを持つていけば、もつと防災の理念が伝わっていくのではないかと思います。

答弁 福祉介護課長

町としても、手話の普及促進は極めて重要であると認識しております。その上で、条例は制定しただけでは目的が達成されるものではなく、実効性のある施策と併せて運用され、初めて効果が発揮されるものと考えております。

現在、各自治体の調査を進めているところであり、町の実情に即した形で検討してまいりたいと考えております。

答弁 総務課長

地域の避難所の周知は非常に大事なことだと思います。町では、防災組織の組織率は県下でも高いほうで、町内には防災組織が立ち上がっているところが結構ございます。先週末も、町内の一防災組織主催で地域の避難訓練を開催していますが、そういう機会を捉えて防災士の皆さんにも周知を図り、地域の情報も把握しながら、地域の方々への指導というのをお願いしていきたいと思っております。

2点目の防災士による組織づくりですが、町の防災士を集め組織づくりをして、さらなる防災力の強化につなげていけるように検討してまいりたいというふうに思います。

鶴田町の議会を傍聴しませんか？

場所：鶴田町役場 3階 議場

【3月定例会の開催予定日】

月日	内容
3月 5日(木) 午前9時	開会
3月 12日(木) 午前9時	一般質問・議案審議
3月 13日(金) 午前10時	討論採決・閉会

傍聴を希望される方は、会議当日、庁舎3階議場南側の傍聴席入口で受付してから入場してください。
なお、発熱等、風邪のような症状がある方は、傍聴を自粛するようお願いいたします。

※開催予定日は状況により変更となる場合があります。

■問い合わせ先：鶴田町議会事務局 ☎：0173-22-2111 (内線321)

旧富士見小学校売却問題特別委員会 からの報告

12月11日の議会定例会において報告した委員会調査報告書の内容について、町民の皆さまにお知らせいたします。

調査事件

旧富士見小学校売却に対する調査

調査の経過

当委員会は、旧富士見小学校売却に係る問題点の検証や、今後の対応策等について調査するため、令和6年3月に設置し、これまで11回、さらに議員改選前の旧委員会も加えると、延べ20回にわたり、慎重審議を重ねてきたところであります。

裁判は、二審で和解に向けた協議が進められ、成立したことから、当委員会における決定事項について、報告するものであります。

調査の結果

●原因究明

「旧富士見小学校売却問題」は、相川町長が自ら認めているように、「旧富士見小学校」を医療廃棄物処理施設として使用することを知りながら、調査もせず安易に契約を交わしたことが原因であります。

●再発防止策

県の指導を仰ぎながら、鶴田町独自の条例の制定に加え、プロポーザル方式を用いる場合は、これまで以上に、慎重に審議することを提案いたします。

●裁判による和解金や弁護士費用（報酬）の経費

裁判手続に係る弁護士への委託料22万円、一審の弁護士費用（報酬）8,617,897円、二審の弁護士費用（報酬）88万円、和解金375万円、合計13,467,897円は、全て鶴田町民の血税であります。

相川町長は、このたびの「旧富士見小学校売却問題」は、全て自分の責任であると自ら述べていますが、これまでの職員の不祥事や、不正行為で町長が責任を取ることは、扱いが全く違います。

前代未聞の訴訟問題まで発展し、不名誉な形で鶴田町の名を知らしめることとなった今回の件は、相川町長の大きな過ちが原因であります。

鶴田町民の財産を守るべき立場の議会として、議員全員で組織する「旧富士見小学校売却問題特別委員会」において議論を重ねた結果、相川町長自身による大きな過ちによる代償については、速やかに、町民が納得できるような責任ある対応を勧告いたします。

以上3項目を結論とし、旧富士見小学校売却問題特別委員会は、調査を終了したため廃止いたします。

委員長 長内 齋

【有料広告】

おめでで、はってらが〜

自然災害から経営を守る

りんご共済

加入申込受付 3/25まで

ぶどう共済もあります

NOSAI 青森県農業共済組合 津軽支所

〒037-0011五所川原市金山字竹嶋203-4 TEL 33-1513

【有料広告】

毎月第3水曜日は特売日

灯油の注文、忘れちゃった...どうしようかな?

そんなときは、スマホで気軽に
ひまわり灯油

- ① 24時間いつでも
- ② 営業時間を気にせず予約
- ③ 電話をかける手間が省ける

灯油配送 仮受付フォームにアクセス!

ミライフ東日本株式会社 北つがる店

五所川原市広田字柳沼90-3 ☎0120-17-2440

営業時間 平日9:00~17:00(夏季・冬季休業日除く)

資料番号 5139